令和元年12月5日（木）開催
令和元年度第2回　旭川市国民健康保険運営協議会

会議資料2

令和2年度
旭川市国民健康保険料
について

令和元年12月
旭川市福祉保険部
国民健康保険課

都道府県単位化の課題と今後の見通し

都道府県単位化　前

■構造的な課題■

全国

① 高齢化で医療費水準が高い
② 低所得者が多い
③ 小規模団体（保険者）が多く財政が不安定
④ 市町村間の格差が大きい

北海道

①道内市町村間の医療費や所得水準の格差が他の都府県に比べて大きい。

都道府県単位化

■主な対応策■

①② 国費による財政支援の拡充　3,400億円

③④ 納付金制度の導入
（医療費水準・所得水準に応じた納付金配分）
・納付金を都道府県へ納付

・各市町村間の保険料水準の格差は改善されつつあるが，構造的課題は解消されていない。
・被保険者の保険料負担には限界がある。
・協会けんぽと比較して2倍の保険料（3人世帯）

都道府県単位化　後

■北海道の現状■

〇各市町村の保険料統一の取組の進捗状況に差が生じている。

〇統一に向け市町村ごとで整理しなくてはならない課題を市町村連携会議等で協議中。
・医療費水準・所得水準の統一
・資産割廃止
・標準保険料率に合わせた応能：応益の割合への変更
・収納率向上　など
・減免制度の標準化

〇道運営方針を令和3年に見直し予定

■旭川市の現状■

〇加入者の負担増加とならないよう激変緩和を講じているが，医療費の伸びにより保険料が年々増加。

〇赤字解消計画の取組状況
①18歳未満減免 → 解消済（財源基金）
②市独自1割軽減→ 解消済（財源基金）
③低所得者減免 → 解消済（財源基金）
④介護分減免 → 未解消（段階的に縮小）

※赤字解消計画は一般会計繰入金のみ該当

■国への要請■

①財政基盤の充実強化
②子どもの均等割減免

全国市長会などを通じて国へ要望

■旭川市の課題■

・各市町村の取組状況や運営方針の見直し内容を踏まえて独自の減免制度について再検討の必要性があるのではないか。

保険料統一までの激変緩和計画

令和6年度の保険料水準の統一に向けて，低所得者層で大幅に保険料が上がることから，一般会計繰入金及び基金繰入金により平成30年度から6年間の激変緩和措置を講じている。激変緩和計画では，市独自軽減策の縮小を行うことなどが検討されているところであるが，その時々の社会情勢を十分考慮し，被保険者に対し急激な負担増が生じないよう毎年検討を重ねることとする。

(1) 介護分保険料を減免　　（財源：一般会計）

所得200万円以下の世帯の介護2号被保険者にかかる介護分保険料の減免を段階的に縮小する。

○H29年度に計画したR6年度までの減免額　　（単位：円）

	H29年度	H30年度	H31年度	**R2年度**	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
減免額	―	3,000	2,500	**2,000**	1,500	1,000	500	0

(2) 支援金分保険料を減免　　（財源：基金）

7割軽減・5割軽減の対象世帯の被保険者にかかる支援金分保険料の減免を段階的に縮小する。

○H29年度に計画したR6年度までの減免額　　（単位：円）

	H29年度	H30年度	H31年度	**R2年度**	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
減免額	―	500	500	**500**	500	500	500	0

(3) 18歳未満減免　　（財源：基金）

18歳未満の被保険者にかかる均等割減免を段階的に縮小する。

○H29年度に計画したR6年度までの減免額

	H29年度	H30年度	H31年度	**R2年度**	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
減免割合	5割	3割	3割	**2割**	2割	1割	1割	―

(4) 市独自軽減　　（財源：基金）

市独自の保険料軽減を段階的に縮小する。

○H29年度に計画したR6年度までの軽減額

	H29年度	H30年度	H31年度	**R2年度**	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
軽減割合	2割	1割	1割	**―**	―	―	―	―

令和2年度の国民健康保険事業費納付金（仮算定）

【北海道】
○ 応能：応益＝0.75：1で算出 （国基準（医療分） 応能：応益＝0.89：1）
○ 北海道全体の1人当たり医療費などの増加により，1人当たり納付金は3．5%増
※診療報酬改定率は未反映
○ 平成30年度道内医療費が多かったため，北海道財政安定化基金を取崩（24億円）したことによる返済のため増（市町村シェアにより3年償還）
【旭川市】
○ H28・H29前期高齢者交付金等の旭川市分精算（8,250万円×4年償還）の増

令和元年度納付金

◎北海道の納付金総額 （単位：億円）

	医療分	支援金分	介護分
納付金総額	1,116	310	102
1人当たり（円）	98,995	27,471	29,518

計 155,984

◎全道に占める旭川市のシェア （単位：%）

	医療分	支援金分	介護分
総所得	4.74	4.62	3.61
被保険者数	6.15	6.15	6.04
世帯数	6.33	6.33	6.19

◎旭川市の納付金額

	医療分	支援金分	介護分
納付金額（億円）	63.5	17.1	5.1
1人当たり（円）	91,507	24,672	24,485

1人当たり 合計 140,664

令和2年度納付金

◎北海道の納付金総額 （単位：億円）

	医療分	支援金分	介護分
納付金総額	1,101	319	104
1人当たり（円）	100,739	29,159	31,475

計 161,373
対前年度 3.5%増

◎全道に占める旭川市のシェア （単位：%）

	医療分	支援金分	介護分
総所得	4.73	4.64	3.50
被保険者数	6.08	6.08	5.79
世帯数	6.29	6.29	5.91

◎旭川市の納付金額

	医療分	支援金分	介護分
納付金額（億円）	63.2	17.4	5.4
1人当たり（円）	95,092	26,147	28,266

1人当たり 合計 149,505
対前年度 6.3%増

旭川市の令和2年度保険料率（仮算定）

○ 11月14日に北海道から示された納付金仮算定により算出
○ 賦課割合は，所得割：均等割：平等割＝41：41：18（今年度と同じ）
○ 見込収納率は令和元年度決算見込み収納率
○ 推計の総所得・被保険者数・世帯数は，９月末実績を考慮した推計値

令和元年度保険料率（告示）

◎賦課総額及び各推計値　（単位：千円，人，世帯）

	医療分	支援金分	介護分
賦課総額	4,945,908	1,596,385	483,977
推計総所得	25,475,163	25,410,359	9,005,345
推計被保険者数	69,391	69,391	20,743
推計世帯数	46,702	46,702	18,147

◎保険料率（告示）　（単位：%，円）

	医療分	支援金分	介護分
所得割	7.96	2.58	2.21
均等割	29,230	9,440	9,570
平等割	20,040	6,470	4,810

令和2年度保険料率（予算）

◎賦課総額及び各推計値　（単位：千円，人，世帯）

	医療分	支援金分	介護分
賦課総額	5,078,745	1,638,031	523,841
推計総所得	24,069,334	23,771,979	8,793,552
推計被保険者数	66,182	66,182	20,040
推計世帯数	45,548	45,548	17,255

◎保険料率（予算）（仮）　（単位：%，円）

	医療分	支援金分	介護分
所得割	8.66	2.83	2.45
均等割	31,470	10,150	10,720
平等割	21,120	6,820	5,470

令和元年度保険料と令和2年度保険料（赤字解消計画どおり）の比較

〇40歳夫婦，18歳未満1人
〇夫のみ給与所得

（単位：円）

			令和元年度保険料				令和2年度保険料　※激変緩和あり（赤字解消計画どおり）				
			医療分	支援金分	介護分	合計	医療分	支援金分	介護分	合計	対前年度
	賦課総額（千円）		4,945,908	1,596,385	483,977		5,078,745	1,638,031	523,841		
	所得割　(41%)		7.96	2.58	2.21		8.66	2.83	2.45		
	均等割　(41%)		29,230	9,440	9,570		31,470	10,150	10,720		
	平等割　(18%)		20,040	6,470	4,810		21,120	6,820	5,470		
	賦課限度額		580,000	190,000	160,000	930,000	610,000	190,000	160,000	960,000	30,000
収入金額	所得金額	軽減	保険料	保険料	保険料	合計保険料	保険料	保険料	保険料	合計保険料	差額
980,000	330,000	7割	32,290	8,930	2,180	43,400	34,650	9,660	4,060	48,370	4,970
1,050,000	400,000	5割	59,420	17,690	8,500	85,610	63,810	19,100	11,160	94,070	8,460
1,250,000	600,000	5割	75,340	22,850	12,920	111,110	81,130	24,760	16,060	121,950	10,840
1,450,000	800,000	5割	91,260	28,010	17,340	136,610	98,450	30,420	20,960	149,830	13,220
1,668,000	1,000,000	5割	107,180	33,170	21,760	162,110	115,770	36,080	25,860	177,710	15,600
1,972,000	1,200,000	2割	152,500	49,310	33,360	235,170	167,740	54,430	38,820	260,990	25,820
2,260,000	1,400,000	2割	168,420	54,470	37,780	260,670	185,060	60,090	43,720	288,870	28,200
2,544,000	1,600,000	2割	184,340	59,630	42,200	286,170	202,380	65,750	48,620	316,750	30,580
2,832,000	1,800,000	2割	200,260	64,790	46,620	311,670	219,700	71,410	53,520	344,630	32,960
3,116,000	2,000,000		231,890	75,030	55,850	362,770	253,850	82,500	63,820	400,170	37,400
3,676,000	2,400,000		263,730	85,350	69,690	418,770	288,490	93,820	77,620	459,930	41,160
4,176,000	2,800,000		295,570	95,670	78,530	469,770	323,130	105,140	87,420	515,690	45,920
4,676,000	3,200,000		327,410	105,990	87,370	520,770	357,770	116,460	97,220	571,450	50,680
5,176,000	3,600,000		359,250	116,310	96,210	571,770	392,410	127,780	107,020	627,210	55,440
5,676,000	4,000,000		391,090	126,630	105,050	622,770	427,050	139,100	116,820	682,970	60,200
6,176,000	4,400,000		422,930	136,950	113,890	673,770	461,690	150,420	126,620	738,730	64,960
6,667,000	4,800,000		454,770	147,270	122,730	724,770	496,330	161,740	136,420	794,490	69,720
7,112,000	5,200,000		486,610	157,590	131,570	775,770	530,970	173,060	146,220	850,250	74,480
7,556,000	5,600,000		518,450	167,910	140,410	826,770	565,610	184,380	156,020	906,010	79,240
8,000,000	6,000,000		550,290	178,230	149,250	877,770	600,250	190,000	160,000	950,250	72,480
8,445,000	6,400,000		580,000	188,550	158,090	926,640	610,000	190,000	160,000	960,000	33,360
8,889,000	6,800,000		580,000	190,000	160,000	930,000	610,000	190,000	160,000	960,000	30,000

※所得200万円以下介護分1人につき2千5百円減免
※7割・5割軽減世帯1人につき5百円減免
※18歳未満3割減免

※所得200万円以下介護分1人につき2千円減免
※7割・5割軽減世帯1人につき5百円減免
※18歳未満2割減免

諮問事項と答申の方向性

	諮問事項	令和元年度	財源	令和２年度予定 激変緩和措置 （赤字解消計画） ※１	答申の方向性		
					据え置き	拡大	縮減
1	基礎控除後所得167万円以下の世帯に属する40歳から64歳までの被保険者数に応じた減免	**減免額** **2,500円／人** 【R1当初賦課】 ・16,892人 ・ 3,989万円	一般会計	減免額 ２千円／人	①減免額 ２千５百円／人	②減免額 ２千５百円以上／人	③減免額 ２千円／人 ④廃止
2	７割・５割軽減対象世帯の減免	**減免額　５百円／人** 【R1当初賦課】 ・37,082人 ・ 1,800万円	一般会計 ↓ 基金	減免額 ５百円／人 ※赤字解消済	①減免額 ５百円／人	②減免額５百円以上／人	③廃止
3	市独自の低所得世帯の軽減	**１割軽減** 【R1当初賦課】 ・117世帯 ・ 84万円	一般会計 ↓ 基金	廃止 ※赤字解消済	①軽減割合を１割	②軽減割合を１割以上	③廃止
4	18歳未満の均等割減免	**３割減免** 【R1当初賦課】 ・2,068人 ・1,795万円	一般会計 ↓ 基金	２割減免 ※赤字解消済	①減免割合を３割	②減免割合を３割以上	③１割に縮減 ④廃止
5	賦課限度額	**９３万円**		※赤字解消計画に記載なし	①９３万円	②９６万円 （令和元年度の法定限度額） ③９９万円 （令和２年度改定予定の法定限度額）	

※１　赤字解消計画…北海道国民健康保険運営方針において，保険料水準の統一に向けて，決算補填等目的の法定外一般会計繰入金を含む赤字のある市町村は，6年以内の赤字解消計画を策定し，計画的に赤字を解消することとされている。